

三重県循環型社会形成推進会議設置要綱

（設置の目的）

第1条 三重県循環型社会形成推進計画の進捗状況及び、事業者団体や市町等、各主体の取組状況について情報共有し、有用な意見を聴取したうえで、県がそれまでの取組について点検・評価を行うため、学識者、事業者団体、市町等で構成する「三重県循環型社会形成推進会議」（以下「推進会議」という）を設置する。

（委員）

第2条 推進会議は、別表の委員で構成する。

（委員の役割）

第3条 推進会議は、次の各号に関する事項について、必要な情報共有及び意見交換を行う。

- （1） 三重県循環型社会形成推進計画の推進に関すること。
- （2） 各主体の循環型社会形成に向けた取組に関すること。
- （3） その他、推進会議の目的を達成するために必要なこと。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課において処理する。

- 附 則
- この要綱は、平成29年8月10日から施行する。
 - この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
 - この要綱は、平成30年12月20日から施行する。
 - この要綱は、令和2年7月8日から施行する。
 - この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

三重県循環型社会形成推進会議委員名簿（別表）

氏 名	役 職 名
おかじま けんじ 岡 島 賢治	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
かたの のりゆき 片野 宣之	一般社団法人三重県清掃事業連合会 会長
たきもと かずひこ 瀧 本 和彦	株式会社百五総合研究所 理事
はなしま あつこ 花 嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授
みつとも ひろあき 光 友 裕昭	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 理事
やまぐち たけし 山 口 剛史	一般社団法人中部経済連合会 エネルギー・環境部長
よしずみ みちひろ 吉 住 充弘	三重県清掃協議会 会長市 (津市環境部環境政策課 課長)

※50 音順